

# 東北 I L C 推進協議会規約

制定 平成24年7月10日

改定 平成25年4月26日

改定 平成26年4月22日

改定 平成28年6月14日

改定 令和 元年7月 1日

(名称)

第1条 本会は、東北 I L C 推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、基礎科学が人類の進歩の礎であることに鑑み、国際リニアコライダー（以下「I L C」という。）の東北誘致に向けた条件整備等を行い、もって学術の振興と東日本大震災からの真の復興に資する I L C の理解促進を図り、東北への建設実現を図ることを目的とする。

2 I L C から派生する先端技術等がもたらす波及効果、関連する技術や産業の集積を最大限活用し東北地域の産業力を強化する。

3 I L C を核とした地域社会の発展と科学技術の振興、人材の育成に寄与する。

(会員)

第3条 協議会は、目的に賛同した産業界、大学、地方自治体等の団体及び学識経験者・研究者（以下「会員」という。）をもって構成する。

2 会員になろうとする者は、代表あてに入会申し込みを行い、承認を得なければならない。

(活動事項)

第4条 協議会は、次の活動を行う。

- (1) I L C の意義及び研究内容等についての普及啓発
- (2) I L C の建設実現に向けた、地域を挙げた取り組みの推進
- (3) I L C 等国際研究機関を東北に建設する場合に必要な条件整備等についての調査研究
- (4) 基礎科学の重要性についての普及啓発及び基礎科学の振興に関する調査研究
- (5) I L C がもたらす産業集積や地域社会への波及効果等の調査研究
- (6) 前各号に係る情報発信並びに本会議の目的を達成するために必要な事項

(代表)

第5条 協議会に代表を置く。

- 2 代表は2名以内とし、会員の中から互選する。
- 3 代表は協議会を代表し、会の業務を統括する。

(代表補佐)

第6条 協議会に代表補佐を置く。

- 2 代表補佐は代表が任命する。
- 3 代表補佐は代表を補佐し、協議会の運営を統括する。

(理事)

第7条 協議会に理事を置く。

- 2 理事は会員の中から互選する。
- 3 理事は協議会の運営に関し、必要に応じて役割を分担する。

(監事)

第8条 協議会に監事を置く。

- 2 監事は会員の中から互選する。
- 3 監事は協議会の事業及び会計を監査する。

(参与)

第9条 協議会に参与を置くことができる。

- 2 参与は会員の中から代表が委嘱する。
- 3 参与は協議会の運営に関し、必要に応じて意見を述べることができる。

(顧問)

第10条 協議会に名誉顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉顧問及び顧問は会員又は会員外の学識経験者、有識者等から代表が委嘱する。
- 3 名誉顧問及び顧問は協議会の求めに応じ活動に助言する。

(総会)

第11条 総会は代表が招集する。

- 2 総会の議長は代表が務める。
- 3 総会は次の事項を審議する。

(1) 事業計画

(2) 事業報告

(3) 規約の制定及び改正

(4) 代表、理事、監事の選任に関する事項

(5) その他必要と認められる事項

4 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

5 総会の議事は、出席（委任状を含む）した会員の過半数の賛成をもって承認議決される。

6 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって表決するか、総会議長に委任状をもって委託することができる。

7 第16条に定める総会は、書面による協議をもって行う事ができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、一般社団法人東北経済連合会内に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 事務局の運営に必要な規定は代表が別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に事務レベルの幹事会を置き、主要な活動について協議する。

2 幹事会は、代表が指名する会員等で構成する。

3 幹事会は、必要に応じて開催し事務局長が所掌する。

(分科会)

第14条 第4条における調査研究等を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会の設置及び廃止は代表が決定する。

3 分科会は代表が指名する者をもって構成する。

4 分科会の運営については代表が別に定める。

(会費)

第15条 協議会の会費は、年額10万円以上とする。

(分担金)

第16条 協議会が特別に事業を行う必要が生じた場合は、会員等からの分担金により賄うこととし、特別事業の内容及び分担金額については、協議のうえ総会で定める。

(事業年度)

第17条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は代表が別に定める。